

**重要**

岡市ス少第17号

令和6年5月2日

岡山市スポーツ少年団代表者様

一般財団法人岡山市スポーツ協会  
岡山市スポーツ少年団  
本部長 佐々木 龍  
(公印省略)

令和6年度岡山市スポーツ少年団登録について

時下、皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、岡山県スポーツ少年団より、登録要件を満たしていない団の登録について通知がありましたので、お知らせいたします。

該当する団は、登録システムで申請する前に必ず5月17日(金)までに岡山市スポーツ少年団へ、移行予定者およびスタートコーチ(ジュニア・ユース)講習会受講予定者をご連絡ください。

なお、指導者についての措置は令和6年度限りの対応となり、令和7年度以降は適用されません。

記

#### 【団員数が欠けている場合】

下記事項を見据えることで団登録可能とする(ヒアリングあり)

- ・活動に支障がないよう団員の募集活動に努めること
- ・他の団と合同で活動している場合は団の統合も検討し、支障なく活動が行えるようにすること

#### 【指導者が欠けている場合】(スポ少の理念を学んだJSPO有資格指導者が2名以上いない団について)

令和6年度団登録に際し指導者登録要件を満たさない場合は、特例措置により資格を取得することで、今年度に限り登録要件を満たしたものとする。

#### ①移行希望の指導者がいる場合

現時点でコーチングアシスタント(スポーツコーチングリーダーに改称)への移行ができてなく、移行を希望する者は次の特例を設ける。

- ・令和6年5月31日(金)までに日本スポーツ協会へスポーツコーチングリーダーへの移行申請を完了し、登録料を納入(8月上旬)すること。
- ・前記移行期限(令和6年5月31日(金))までに移行申請をしなかった場合は、必ずスタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会を受講して資格を取得すること。

#### ②移行可能な指導者がいない場合

- ・少なくとも欠けている人数分、令和6年度スタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会を必ず受講すること。

#### ※上記の対応によって登録した単位団の大会参加について

- ・全国大会に繋がる県および市町村等の予選会への参加は認めない。
- ・ただし、他団体と合同で活動し、統合団としてスポーツ少年団登録をする場合は、その限りではない。

以上

〒700-0905

岡山市北区春日町5-6 岡山市勤労者福祉センター4階

一般財団法人岡山市スポーツ協会

岡山市スポーツ少年団 河野

TEL:086-235-1280 E-mail:spo@okayamashi-taikyo.com